

＝転入学の手続き方法＝

1. 相模原市役所または、お近くの出張所で転入（住民登録）の手続きをします。
（就学通知書を渡されますので、速やかに来校し手続きを行ってください。）
転居時の住民登録をします。（相模原市内の場合は出張所）そこで入学する学校の指定を受け、就学通知書を持って指定された学校で転入手続きをしてください。
※住民登録をしないで直接学校に来て入学の手続きはできません。

2. 本校での手続き
以下の書類をそろえて、来校してください。

- ①就学通知書
- ②在学証明書（前の学校で作ってもらったもの）
- ③教科書給与証明書（前の学校で作ってもらったもの）



3. 本校で生活をするにあたって

- ① 生活や学習に使用するものは？

前の学校で使っていたものを使用してかまいません

- 教科書・・・前の学校と異なるものは、新しい教科書が給与されます。
- ノート・・・今までのものを使用してください。
- 標準服・・・紺ブレザー・ズボン(スカート)・紺ネクタイ(校章入り)
今までのものを使用して差し支えありません。
- 上履き・・・今までのものを使用して差し支えありません。
- 体育館履き・・・今までのものを使用して差し支えありません。
- 名札・・・校内では名札をつけています。1枚70円（2枚使用）
- 体育着・・・今までのものを使用して差し支えありません。
・上着・・・学校指定白半袖（名前刺繍あり）・ジャージ
・ズボン・・・男女とも学校指定のハーフパンツ又はジャージ
- 防災ずきん・・・今までのものを使用して差し支えありません。

※標準服には PTA によるリユース用が若干ありますので、ご利用希望の際にはお申し出ください。

- ② 諸費にはどんなものが？

1. 学年諸費・教材・教育活動にかかる費用です。転入学の時期やお渡しする教材・教具等により金額が異なります。

2. 給食・・・1食315円(牛乳込み)のデリバリー方式です。

※アレルギー対応なし

申し込みは、コンピュータ・携帯電話・マークシートのいずれかで
行います。代金は、コンビニエンスストアにて支払います。

3. PTA 会費・・・月250円×12ヶ月

転入時期により金額が異なります。担任に確認してください。

- ③その他

※健康面・生活面等で配慮することや学級に入る上で参考になる事などは来校した際にご相談ください。

◇健康で楽しい学校生活ができますようご協力よろしくお願ひします。

◇不明なこと、相談したいことなどありましたら、遠慮なく学校までご連絡ください。

＝転出（転校）の手続き＝

◎転出（学区外転居）が決まりましたら、

○まずは担任に連絡してください。

（伝えていただきたいこと）

①新しい住所

②転出する（学校を去る）月日

※上記の内容をもとに、学校で以下の転出書類等を用意します。

◇在学証明書

◇教科書給与証明書

◇その他 氏名印等

◎転出当日

①転出書類を受け取る。・・・新しい学校に提出してください。

②会計処理

◇給食費

◇PTA 会費

※転出時期によって、支払っていただく場合と、返金になる場合があります。

※金額等については、担任より連絡いたします。

③保護者証の返却

※諸費及び給食費など返金がある場合がありますので、印鑑をご持参ください。

◎転出先で

①役所での転入手続き

就学通知書をもらいます。（転入する学校がわかります。）

②新しい学校での転入学手続き

※必要な書類

1. 就学通知書

2. 在学証明書

3. 教科書給与証明書

※できるだけ速やかに手続きをしてください。



こんな時はどうする？

Q. 長期休業中（夏季・冬季・年度末）に、急に転出が決まりました。
担任に連絡が取れないのですがどうしたらよいですか。

A. まずは、学校へ電話をしてください。

（必ず伝えていただきたいこと：学年・組・氏名・転出月日・手続きに来校される日時）

※土日以外に学校においで下さい。長期休業中は日直担当教職員が対応します。

相模原市立小山中学校(担当：副校長)

TEL：042-773-3180